

# 横浜産貿ホールマリネリア施設使用規程

制定平成19年 4月 1日  
改定平成19年 7月12日  
改定平成19年11月 1日  
改定平成20年 4月 1日  
改定平成20年 6月 1日  
改定平成21年10月 1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、社団法人横浜市工業会連合会（以下「市工連」という。）が管理運営する横浜産貿ホールマリネリア（以下「産貿ホール」という。）の使用について、必要な事項を定める。

### (開館時間等)

第2条 産貿ホールの施設の開館時間は、午前9時から午後8時までとし午後9時まで延長できるものとする。

2 産貿ホールは法定点検、清掃等のため休館日を指定できるものとする。

3 市工連会長（以下「会長」という。）は、第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、産貿ホール施設の開館時間を変更することができる。

## 第2章 展示場、小展示室

### (貸出施設)

第3条 次の施設を貸出しする。

- (1) 展示場
- (2) 小展示室
- (3) 付帯設備

### (使用時間等)

第4条 展示場及び小展示室の使用時間等は、別表第1のとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (使用の制限)

第5条 施設を使用する者（以下、「申請者」という。）は、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認に施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 会長は、次のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しない。

- (1) 施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設の管理上支障があるとき。
- (3) 宴会、芸能、政治、宗教上の使用で施設の他の利用者や催事に不都合又は支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (4) その他会長が必要と認めるとき。

### (使用の申込・承認・不承認)

第6条 申請者は施設の空き状況を確認し申し込み（直接、電話、メール）をするものとする。

申請者は、受付けた日から14日以内に横浜産貿ホール施設使用申請書（第1号様式）（以下「施設使用申請書」という。）を会長に提出しなければならない。14日を過ぎた場合は申込を取消す。

2 前項の申請書の受付日等は、別表第3のとおりとする。

3 貸出施設に設備等を設置する場合は、次の各号の申請書を会長に提出しなければならない。

- (1) 貸出備品使用申請書 (第2号様式)
- (2) 装飾施工申請書 (第3号様式)
- (3) 電力使用申請書 (第4号様式)
- (4) ガス・水道使用・飲食施設設営申請書 (第5号様式)
- (5) 広報情報確認書 (第6号様式)
- (6) 責任者指定届 (第7号様式)

4 会長は、第5条第3項の規程により使用を承認しない場合は、受付処理期間（施設使用申請書受付後10日間の期間をいう。）以内に申請者へ通知するものとする。

（使用料の減免）

第7条 会長は、公益上必要があると認め、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1に掲げる使用料に、次に掲げる減免率を乗じた額を減免することができる。この場合、減免を受けようとする者は、第6条第1項に定める申請時に、横浜産貿ホールマリネリア施設使用料減免申請書（第8号様式）を、会長に提出しなければならない。

- |                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| (1) 神奈川県又は横浜市が主催又は共催する行事場合            | 減免率100分の20 |
| (2) 神奈川県又は横浜市の補助金を受けて開催される行事の場合       | 減免率100分の10 |
| (3) 市工連傘下の会員企業が主催する行事の場合              | 減免率100分の20 |
| (4) その他会長が特に必要と認めるときは、その都度会長が定める率とする。 |            |

ただし、減免率の上限は、100分の30とする。

（使用料）

第8条 施設の使用料及び附帯する設備機器等の使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 申請者は、次の各号により使用料金を納付しなければならない。

(1) 当初の納付額は、使用申請後市工連が指定する期日までに、原則として使用料金の100分の30相当額を納付するものとする。

(2) 残りの使用料金100分の70相当額は、原則として使用開始日の1か月前の市工連が指定する期日までに納付するものとする。ただし、別表第1の超過料金及び別表第2の使用料金については、使用後市工連が指定する期日までに納付するものとする。

(3) 本条第2項(1)(2)の規程にかかわらず、使用料を一括払いできるものとする。

(4) 使用施設が小展示室の場合、申請者は、施設使用料金の全額を指定する期日までに納付するものとする。

3 申請者の使用料の納付は、原則として金融機関に振り込むものとする。この場合において、振込手数料は申請者の負担とする。

（施設使用承認書）

第9条

施設使用申請に基づき使用料（30%）の入金確認を以て施設使用承認書を発行する。

（使用の取消し・変更等）

第10条 申請者は、第6条の規程により使用承認を受けた施設について、使用期日・施設等を申請者の都合により取消し及び使用の変更をする場合は、速やかに横浜産貿ホール施設使用（取消し・変更）申請書（第9号様式）を会長に提出しなければならない。使用の変更の場合、新たに横浜産貿ホール施設使用申請書（第1号様式）を会長に提出し使用承認を受けなければならない。

(1) 使用の取消し及び変更の場合は、別表第5のとおり取消料を申し受ける。なお、施設利用料金が納入されている場合は、取消料として充当する。

(2) 使用施設の変更を全室使用から分割使用に変更するような、より面積の小さい施設に変更する場合は、すでに申し込まれた利用施設の使用料（30%）を取消料として申し受ける。

(3) 分割使用から全室使用に変更するような、より面積の大きい施設に変更可能な場合は取消料を申し受けない。

（取消料）

第11条 第8条第2項(1)に規程する使用料30%の納入期限の翌日から使用期日・施設等を申請者の都合により取消し変更する場合は取消料として使用料30%を申し受ける。

また、第8条第2項(2)に規程する使用料70%の納入期限の翌日から使用期日・施設等を申請者の都合により取消し変更する場合は取消料として使用料70%を申し受ける。

(2) 使用料（70%）の納入期限翌日から使用期日・施設等を申請者の都合により取り消しする場合は取消料として使用料100%を申し受ける。

(3) 第8条第2項(3)(4)に規程する使用料全額の納入期限の翌日から使用期日・施設等を申請者の都合により取消し変更する場合は取消料として使用料100%を申し受ける。

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、使用料を返還する。

- (1) 申請者の責めに帰さない事由により施設を使用できない場合 返還率100分の100
- (2) その他会長が特に必要と認めたときは、その都度会長が定める率とする。

(使用上の遵守事項)

第13条 申請者は、関係法令を遵守するとともに、次の各号に該当するものを持ち込み又は使用してはならない。

- (1) 発火又は引火しやすいもの。
- (2) 火炎、煙など発するもの。
- (3) 著しい音響・振動・じんあい又は臭気を発するもの。
- (4) 接触又は接近することにより、事故発生の恐れのあるもの。
- (5) 床面に漏水する恐れのあるもの。
- (6) 展示場を汚損・破壊する恐れのあるもの並びに展示品としてふさわしくないもの。
- (7) その他管理上支障となるもの。

2 会長が特に支障ないと認めたときは、前項の規程の全部又は一部は適用しない。

(承認の取消)

第14条 会長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、第6条の承認を取消し、又は施設の使用を制限し、もしくは停止させることができる。なお、使用の取消し等を行なったときは、申請者に通知するものとする。

- (1) 第5条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 施設使用申請書に虚偽の記載があったとき、又は利用内容が承認を受けた内容と異なっていることが認められたとき。
- (3) 使用を承認された施設以外で作業や催し物を行ったとき。
- (4) 災害やその他の不可抗力によって、施設の使用が困難になったとき。
- (5) 非常放送により館内一斉に「地震発生」を知らせたとき。
- (6) 東海地震に関する「注意情報」または「予知情報」が発表されたとき。
- (7) 関係官公庁への届出を怠り、または市工連の要請に従わないとき。
- (8) 所定の期日までに、利用料金の支払いがされなかったとき。

(申請者の損害)

第15条 前条によって行う処分又は指示によって申請者に生じた損害については、会長はその責を負わない。ただし、施設の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失により施設及び附帯設備機器等を棄損し、又は亡失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、産貿ホールの施設使用に関して必要な事項は、会長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年7月12日から施行し、平成19年8月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成21年10月1日から施行する。